

2026年10月

お客様各位

熊本信用金庫

当座勘定規定ならびに各種預金規定の改定について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当金庫では、令和8年10月1日（木）より、「手形・小切手の振出期限日」および「他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付期限日」を設けさせていただくため、当座勘定規定、ならびに各種預金規定を一部改定することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 改定する規定について

- ・当座勘定、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、
- ・定期預金共通、定期積金

2. 改定日

2026年10月1日（木）

変更箇所につきましては、新旧対照表をご確認ください。

新規定は、各種規定に掲載しております。

以上

当座勘定規定（新旧対照表）

今回訂正箇所：朱字および下線部

新（令和 8 年 10 月 1 日より）	旧	備考
第 1 条（当座勘定への受入れ） （１） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２）～（４）（省略） 第 2 条～第 6 条（省略） 第 7 条（手形、小切手の支払等） （１） 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （２）～（４）（省略） 第 8 条（手形、小切手用紙等） （１） 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、令和 8 年 9 月 3 0 日までに振り出してください。 （２） 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和 8 年 9 月 3 0 日までに振り出された手形であることを確認してください。 （３）～（７）（省略） 第 9 条～第 1 6 条（省略）	第 1 条（当座勘定への受入れ） （１） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （２）～（４）（省略） 第 2 条～第 6 条（省略） 第 7 条（手形、小切手の支払等） （１） 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （２）～（４）（省略） 第 8 条（手形、小切手用紙等） （１） 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （２） 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （３）～（７）（省略） 第 9 条～第 1 6 条（省略）	

新（令和 8 年 10 月 1 日より）	旧	備考
第 1 7 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 （2）（省略） 第 1 8 条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 （2）（省略） （以下省略）	第 1 7 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2）（省略） 第 1 8 条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （2）（省略） （以下省略）	

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（新旧対照表）

今回訂正箇所：朱字および下線部

新（令和 8 年 10 月 1 日より）	旧	備考
1.（省略） 2.（証券等の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）～（5）（省略） （以下省略）	1.（省略） 2.（証券等の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5）（省略） （以下省略）	

貯蓄預金規定(個人限定)規定（新旧対照表）

今回訂正箇所：朱字および下線部

新（令和 8 年 10 月 1 日より）	旧	備考
1.（省略） 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）～（5）省略 （以下省略）	1.（省略） 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5）省略 （以下省略）	

通知預金規定（新旧対照表）

今回訂正箇所：朱字および下線部

新（令和 8 年 10 月 1 日より）	旧	備考
1.（省略） 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）（省略） （以下省略）	1.（省略） 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2）（省略） （以下省略）	

納税準備預金規定(個人・法人用)規定（新旧対照表）

今回訂正箇所：朱字および下線部

新（令和 8 年 10 月 1 日より）	旧	備考
1.（省略） 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2）～（5）（省略） （以下省略）	1.（省略） 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5）（省略） （以下省略）	

定期預金共通規定（新旧対照表）

今回訂正箇所：朱字および下線部

新（令和 8 年 10 月 1 日より）	旧	備考
1.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２）（省略） （以下省略）	1.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （２）（省略） （以下省略）	

定期積金(スーパー積金)規定（新旧対照表）

今回訂正箇所：朱字および下線部

新（令和 8 年 10 月 1 日より）	旧	備考
1.（省略） 2.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２）（省略） （以下省略）	1.（省略） 2.（証券類の受入れ） （１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 （２）（省略） （以下省略）	